

別表(第2条、第3条、第5条関係)

補聴器の種類	1 台当たりの 基 準 額	基準額に含まれるもの	耐用年数
高度難聴用 ポケット型	44,000 円	補聴器本体(電池を含む。) ※ イヤモールドが必要な場合は、 「補装具の種目、購入又は修理に 要する費用の額の算定等に関する 基準(平成 18 年 9 月 29 日厚生労 働省告示第 528 号。以下「厚生労 働省告示」という。)」における修 理基準の表に掲げる交換の額の範 囲内で必要な額を加算すること。 ※ ダンパー入りフックとした場合は、 250 円増しとすること。 ※ 重度難聴用耳かけ型で受信機、 オーディオチュー、ワイヤレスマ イクを必要とする場合は、厚生労 働省告示における修理基準の表の 範囲内で必要な額を加算するこ と。	5 年
高度難聴用 耳かけ型	46,400 円		
重度難聴用 ポケット型	59,000 円		
重度難聴用 耳かけ型	71,200 円		
耳あな型(レデ ィメイド)	92,000 円		
耳あな型(オー ダーメイド)	144,900 円	補聴器本体(電池を含む。)	
骨導式 ポケット型	74,100 円	①補聴器本体(電池を含む。) ②骨導レシーバー ③ヘッドバンド	
骨導式眼鏡型	126,900 円	補聴器本体(電池を含む。) ※ 平面レンズが必要な場合は、厚 生労働省告示における修理基準の 表に掲げる交換の額の範囲内で必 要な額を、矯正用レンズ又は遮光 矯正用レンズを必要とする場合 は、同告示における眼鏡の修理基 準の表に掲げる交換の額の範囲内 で必要な額を加算すること。	

※ 修繕に要する基準額については、厚生労働省告示における修理基準の表に掲げる交換の額とする。ただし、電池については、修繕に伴う支給及び交換は行わない。